

## 『社会保障や教育・暮らしの制度の改善と充実、地域経済を守り切実な要求実現を求める要望書』に対する回答

### I 桜井市の環境問題について

1. 「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とゴミ袋料金を引き下げて下さい。袋の強度については外部検査機関による検査を徹底してください。

#### 【回答】（環境部）

ごみ処理料金につきましては、平成12年10月にごみの有料化と併せて処理料金の見直しを図り、段階的に経過措置を講じてきたところでありますが、環境の保全を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を図るために、市民の皆様に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないと考えております。

また、指定収集袋の料金につきましては、平成12年10月に有料化を実施して以降据え置いており、現在のところ料金の引き下げは考えておりません。

指定袋の強度についての外部検査機関による検査につきましては、入荷ごとに検査を実施しております。今後も徹底した検査に努めて参ります。

2. 大和高田市、橿原市、五條市、宇陀市などでは、祭日や振替休日であってもゴミの収集を行っています。桜井市でも、実施してください。

#### 【回答】（環境部）

もやせるごみの収集日が、月・木コースの市民のみなさまには、月曜日が祝祭日又は振替休日となり、年度によっては休日が増えております事から、もやせるごみ収集回数に不公平が生じ、ご迷惑をおかけしております。

すべての祝祭日や振替休日については、職員の出勤体制・人員配置等クリアすべき課題もあり、収集及び施設全般の業務に波及することから非常に困難な状況が危惧されます。

現行、この状況を踏まえた中で、もやせるごみの収集につきましては、年間を通じて出来る限り、市民サービスに不公平が生じないように検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

3. 市民のゴミに対する考え方の変化や桜井市の人口の減少などで、ゴミの量は毎年減ってきています。1年間のトン当たり、あるいは一人当たりのゴミ処理経費が今後も高くなっていきます。日立造船とのごみ焼却炉等長期運営管理委託契約96億2千万円については協議の上、見直して下さい。

**【回答】（環境部）**

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務の精算協議の中に処理量に基づく精算がありません。

焼却炉運営委託では、平成20年契約時の可燃ごみ処理量の年間20,000トンを基準に、プラス・マイナス5パーセントの範囲では精算しない設定をされており、19,000トンから21,000トンまでの範囲以内であれば、精算は発生しません。桜井市の近年の可燃ごみ焼却量は、現在、年間約19,000トン前後で推移しております。

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務契約は、ごみ量だけではなく、契約後14年8ヶ月の間に実施しなければならないすべての修繕・点検の費用も含まれた包括委託であり、用役費についても契約前3年間の実績を基準に算出し、財政的な支払いに無理のないように平準化し、十分検討の上で市議会において承認いただき現在に至っておりますので、ご理解をお願いします。

4. 日立造船との長期ごみ焼却炉等管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、あるいは事故が起こっていても市ではつかみにくいので、地方自治法234法に基づいて環境省や国土交通省が推奨している、高度な知識や技術をもった第三者機関(スーパーバイザー)を入れて監視と指導をさせて下さい。

**【回答】（環境部）**

ごみ焼却施設の運営にあたっては、市が求めた要求水準が確実に履行されていることを業務監視（モニタリング）することが極めて重要なことから、市職員の技術職による毎日の運転日誌の確認、及び月1回のモニタリング会議による炉の運転状況・運転計画・修理状況・修理計画等を確認し、運営監視を行っています。

また、定期点検時・各種分析、測定時における立会検査を実施し、炉の効率的な運用がなされているかどうかを確認して、不具合があれば事業者に対し適宜改善指導をしております。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場の埋め立て事業は終了しましたが、市は県とも協力をしながら処分場の悪臭対策、水質管理、産廃場の崩落防止対策について、安全が完全に確認されるまで監視を続けて下さい。

**【回答】（環境部）**

市といたしましては、平成26年5月28日に当該最終処分場及び周辺環境保全を図ることを目的として、事業者と環境保全協定書を締結しました。今後も、臭気検査や水質検査を行い、指導監督責任のある県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分な監視を行っていきたいと考えております。

す。

6. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表を行って下さい。

**【回答】（環境部）**

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内4ヶ所で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、正常値の範囲内となっております。

桜井市におきましても奈良県景観・環境総合センターより、空間放射線量率測定器（サーベイメータ）を借りて、本庁舎及びグリーンパーク敷地内及び纏向小学校と初瀬小学校付近及び大福小学校付近の5ヶ所におきまして、平成27年10月26日に空間放射線量率の測定を行いました。測定結果については、いずれも正常値の範囲内でした。

7. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギービジョン」の策定を行って下さい。その上で①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を拡充して下さい。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行って下さい。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

**【回答】（環境部）**

奈良県においては、平成25年3月に県エネルギービジョンを策定しましたが、桜井市として地域新エネルギービジョンの策定は、今のところ予定しておりません。

- ① 桜井市におきましても、平成25年7月1日から住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付制度を開始しました。奨励金の交付については、桜井市商工会が発行する1件当たり5万円分の桜井市内共通商品券により交付しております。一昨年度、昨年度、今年度とも募集件数60件で、平成25年度は40件、平成26年度は60件、平成27年度は10月末時点で41件の申請がありました。制度の拡充等につきましては、国内の情勢や桜井市の地域特性等を踏まえながら、検討していきたいと考えております。
- ② 小水力発電の導入にあたっては、安定した水量の確保、水利権の有無、設置箇所、事業の採算性等検討すべき課題も多くあります。これらの事を踏まえた上で、引き続き調査・研究を行って参りたいと考えております。
- ③ 木質バイオマスとして有効活用することは非常に有意義であります。端材や廃材等の貯蔵場所や加工コストの採算性等課題も多いと考えられます。今後も導入事例等を参考に調査して参りたいと考えております。

## II 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 市内に夜間救急外来を早急に設置してください。また、休日診療所はできるだけ小児科の医師を配置し2人体制にしてください。

### 【回答】（健康推進課）

かねてからの課題である夜間救急外来につきましては、桜井市地域医療福祉懇話会で引き続き協議を行っております。早期に実現できるよう、関係機関とも調整を図って参りたいと考えております。

休日診療所の医師2人体制につきましては、医師不足、医師の高齢化のため困難な状況にあります。

2. 子どもの医療費助成制度を通院についても中学校卒業まで拡充し、窓口無料の制度にしてください。

### 【回答】（保険医療課）

平成26年度からの県の助成基準拡大に伴い、入院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡大したところです。現在、通院助成については、所得制限の撤廃を除き、県の基準に沿って小学校就学前の子どもまでとしております。この県の基準を超えて中学校卒業までの助成とする場合、基準を超える分は全額市の一般財源からの支出となり、新たに約4,000万円の財源が必要と試算されますことから、本市の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度のもとでの市単独の実施は困難と考えています。しかしながら、通院助成を拡大することは、少子化対策、定住促進のための有効な施策の一つでもあるため、県の補助対象拡大について、県市長会を通じて要望をしております。

3. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

- 1) 生活保護費の財政負担割合を全額国庫負担とするよう、実現するまで繰り返し国に求めて下さい。なお、生活保護行政にかかわる職員の人件費・事務費も含めて下さい。

### 【回答】（社会福祉課）

毎年要望しておりますが、負担割合を全額国庫負担とするよう、今後も要望してまいります。職員の人件費、事務費等も含めて要望してまいります。

- 2) 低所得者が必要とする食費や日用品費は上昇しています。憲法25条を守り、法の精神を実現するために、生活保護基準の切り下げをやめ、引き上げるよう、国に要望して下さい。

**【回答】（社会福祉課）**

生活保護制度の運用については、国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、最低生活が維持できるよう要望してまいります。

- 3) 2015（平成27）7月より減額された住宅扶助についての取り扱いについては、経過措置や例外措置、特別基準についての説明は受給者に丁寧におこない、厚労省の基準、通達通りに適正におこなってください。

**【回答】（社会福祉課）**

平成27年4月14日付け「社援発0414第9号」の通知に基づき、住宅扶助の減額に関する経過措置や特別基準などの例外措置について、厚生労働省の基準どおりに適正に実施しております。該当する受給者に対しましては、個々に丁寧に説明を行っております。

- 4) 生活保護行政の実施に当たっては法令通り正しく丁寧に行ってください。保護申請者、保護受給者、市民の多くは生活保護制度について大変理解しにくいのが実情です。また、臨時に支給可能な項目については受給者に対し丁寧にわかりやすく説明をしてください。通院移送費については厚労省通達に従って全ての申請について支給して下さい。また、受給者には繰り返し広報を続けて下さい。

**【回答】（社会福祉課）**

生活保護の実施に当たっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。通院移送費については、一定の要件を満たせば支給可能です。広報については、生活保護のしおり等、これからも広報を続けてまいります。

- 5) 生活保護世帯を含む低所得世帯の夏期・冬期一時金（電気代・灯油代）の臨時的補助を市独自の福祉施策として実施して下さい。熱中症など、最近の状況を見れば市民生活の安定のためには是非とも必要な施策です。生活保護世帯についても一カ月につき八千円までの支給ならば、多くの世帯においては生活保護法上も何ら問題にならないはずですが。

**【回答】（社会福祉課）**

市独自の制度化は非常に困難です。現制度での対応として冬季加算を11月から3月までの5ヶ月間（暖房代）として支給しております。夏季においては生活保護制度上の加算がなく、市独自の臨時的補助は、財政状況が厳しいこともあり困難な状況であります。

#### 4. 安心して日常生活を送ることができるために

- 1) 低所得者に対する生活交通費の支給を制度化すること。

##### 【回答】（社会福祉課）

支援の必要な低所得者に対しては、生活保護等の支援制度があり、その扶助において、日常生活にかかる費用も含めた額が支給されているものと考えます。これら既存の制度を運用することにより、必要とされる支援を行うことができるものと考えております。

- 2) 日常生活に欠かせない買い物がスムーズにできるよう、コミュニティバスのような交通手段を整備すること。

##### 【回答】（行政経営課）

公共交通は、日常生活における通院、通学や買い物等の生活路線として整備をいたしております。

運行にあたっては、鉄道駅や既存のバス停からの距離を勘案し、それぞれの地域特性に応じた交通手段の整備を行っているところです。

利用者は年々減少しておりますが、高齢化の増加に伴い、公共交通の必要性はますます高まっています。平成 27 年 6 月よりルートの再編を行い運行を開始しており、今後も利便性の向上を図って、公共交通の利用促進を行ってまいります。

#### 5. 介護保険制度の充実のために

- 1) 第 6 期介護保険事業が開始されましたが、要支援者への無資格者による安上がりな「介護予防・日常生活支援総合事業」は一律機械的に実施せず、現行相当のサービスの質を継続するよう国に要望してください。

##### 【回答】（高齢福祉課）

介護保険法の改正による、要支援 1・2のうち訪問介護・通所介護について、現行の専門職によるサービスの質は低下することなく継続し、市町村が地域の実情に応じ効果的・効率的な取り組みができるよう地域支援事業への移行を行っていきます。

- 2) 介護認定の申請については全てを受け付けてください。要支援者への介護用ベッド・車椅子の貸与、送迎支援について市独自の補助を行って下さい。

##### 【回答】（高齢福祉課）

受付窓口では、介護保険の改正により変更点はありますが、相談に来られた方に必要なサービスを提供できるよう本人の状況を確認させていただき申請を受付するこ

とになります。また、市独自の補助につきましては、介護保険法でのサービスの提供と考えております。

- 3) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施して下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

介護保険法では、自己負担のある一定額を超えた時は、申請することにより、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。ホテルコスト（食費、居住費）については、低所得者の方の利用者負担は、申請することによって所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図れる制度になっております。よって利用者一部負担金として市が補助は行うことは考えておりません。

また、利用者負担の軽減対象となる方への周知は十分行ってまいります。

- 4) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、必要な施設を整備することと、一人暮らしの認知症に対する対策を確立して下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

老人施設整備については、3年ごとに介護保険事業計画を立てその計画に基づき整備実施しております。第5期では平成24年度に、特別養護老人ホーム、グループホーム各1か所、平成25年度に、介護老人保健施設1か所の募集を行い、施設の増設を行ったところであります。現在「第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度の3か年）」に基づき整備・実施しているところです。第6期中に、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を1か所整備を行います。

- 5) 第6期介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するように国に要望して下さい。また、介護保険会計への一般会計からの繰り入れを行い保険料を引き下げてください。

**【回答】（高齢福祉課）**

介護保険制度の運用については、法による基準を遵守し実施しているところであり、第6期介護保険料については3年間の保険料が決定しております。よって今後改善点などがあれば国に要望してまいります。

6. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- 1) 各種の福祉医療制度をより充実させるために市単独での施策を実施して下さい。特に障害者医療費補助・母子医療費補助における受診者の一部負担金をなくして下さい。

**【回答】（保険医療課）**

福祉医療制度については、障害者医療・ひとり親家庭医療ともに、県の要綱通りに通院500円、14日以上入院1,000円の自己負担金以外は補助を実施しています。これらは奈良県の制度として実施していますので、一部負担金がなくなると、乳幼児医療助成を含めた福祉医療費助成事業全体で、約2,650万円の市の一般財源が必要となることから、現在の厳しい財政状況の中での単独実施は困難であると考えます。

- 2) 一人親世帯の医療費助成制度を現物給付で窓口無料にしてください。

**【回答】（保険医療課）**

福祉医療制度における医療費助成は、県、県下市町村及び県医師会等の関係者で構成された「福祉医療検討委員会」の提言を踏まえ、平成17年度から「自動償還払い方式」により奈良県統一で助成しています。

窓口負担をなくす「現物給付方式」を導入することは、診査支払機関である奈良県国保連合会・支払基金及び各医療機関などと支払い方式についてのシステムを構築するなど、県医師会等の関係団体の理解と協力のもとに県下市町村の合意形成が必要となり、奈良県全体として取り組むべき課題でもあるので、桜井市単独で実施することは現実的に困難です。

また、福祉医療費助成を現物給付化すると、国が頻回受診や重複受診が増え、医療費が増大すると判断し国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整を行っているので、本市の厳しい国民健康保険会計の状況からも現物給付化は困難です。

しかしながら、この減額調整については、最近、厚生労働省内において見直しの検討会を立ち上げたとも聞いていますので、今後は、国庫負担金の減額措置が廃止されるなどの新たな状況が生まれた時には、県と市町村合意形成や県の医師会等の関係機関への協力を求めながら取り組んでいきたいと考えています。

- 3) 国保税の一世帯当たり一万円の引き下げに取り組んでください。また保険料の滞納を理由とする保険証の取り上げ、資格証や短期証の発行をやめること。

**【回答】（保険医療課）**

国保税の引き下げについては、医療費が依然として高い水準で推移しており、増加傾向であることから、安定的な国保財政を維持する観点から現況では困難であると考えます。

また、滞納世帯に対する資格証や短期証の発行に際しては、納税相談等により、世帯の状況を十分に把握し取り組んでいきたいと考えています。

- 4) 特定健診について、市民に広く内容を知らせるとともに、受診項目をさらに広げるなど受診率の向上に努めてください。また国保受診者からの一部負担金の徴収を行わない

で下さい。

**【回答】（保険医療課）**

特定健診の受診率の向上をめざした具体的な取り組みとして、広報誌等による告知、未受診者への受診勧奨ハガキの送付、電話での受診案内、医療機関へのポスター配布などで、特定健診や特定保健指導の必要性を広報しており、地区医師会の協力のもとに、更なる受診率の向上をめざして努力をしています。

一部負担金の無料化については、現在の厳しい財政状況のもとでの実施は困難と考えています。

- 5) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障害者、一人親家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化して下さい。また、65歳以上の人の自己負担金を減額して下さい。

**【回答】（健康推進課）**

65歳以上の人に対するインフルエンザ予防接種は法律上、定期の予防接種となっていることから、一部負担を実施しています。

生活保護受給者については、「生活保護受給者証」を病院窓口で提示していただければ、無料で接種を受けていただけます。低所得世帯（非課税世帯）に該当される人については、事前に保健会館に来ていただき手続きが必要です。来館が困難な場合は、家族や代理人でも手続きは可能です。

65歳以上の人の自己負担金については、国の基準が概ね3割とされていることから、現行とおり1,500円の負担をお願いします。

- 6) 夜間診療にてインフルエンザを接種される低所得世帯の方の確認作業を夜間もできるようにして下さい。

**【回答】（健康推進課）**

自己負担金免除の受付につきましては、時間外になりますとシステムの関係上、課税状況等の確認ができないことから、今後も保健会館の開館時間内での確認とさせていただきますこと、ご理解いただきますようお願いします。

- 7) 肺炎球菌ワクチンの接種について、一度も公費での接種を行っていない場合は公費での接種を可能にして下さい。また5歳ごとの年齢制限を廃止し、対象年齢内はいつでも接種可能にして下さい。

**【回答】（健康推進課）**

高齢者肺炎球菌ワクチンについては、予防接種法等の改正により昨年より定期予防接種となっています。

公費で接種を受けていただけるのは、生涯で1回限りで、これまでに市が任意で行っていました肺炎球菌予防接種、また自費で肺炎球菌予防接種を受けた人は対象外となります。

対象年齢については、国が定めた対象年齢が65歳から100歳までの5歳きざみお節目の人と101歳以上の人となっていますので、ご理解いただきたいと思います。

### Ⅲ 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題について

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、地域の活性化に向けた取り組みを進めて下さい。

#### 【回答】（商工振興課）

中小企業の支援対策として、中小企業融資の利子の一部補給及び債務保証料の補給、木材産業への支援対策として、融資に対する利子の引き下げを現在も継続して行っています。

地域活性化に向けた取り組みとして、市内商店街で行われるイベント等に対し補助を行っています（商店街活性化事業補助金 平成25年度新設）。これまでに、本町通りの「ソラほんまちフェスタ」や「さくら一と」、三輪地域商店街の「ありがとう50年。今後もよろしく記念キャンペーン」などのイベントを支援しています。また、市内で製材された木材や奈良県産材を使用して住宅を新築または増築した場合に奨励金（市内共通商品券）を交付しています。（市内製材木等利用促進奨励金 平成25年度新設）。全市民を対象にした生活実態調査は行っていません。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起きている。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめて下さい。

納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じて下さい。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

#### 【回答】（税務課）

市税・国保税については、貴重な自主財源の確保及び公正・公平の観点から徴収の強化に取り組んでいるところです。

納税困難ケースについては、納税者の生活状況等を十分聞かせていただき、分納等を含む納税相談を随時行っておりますが、納期限後、文書による催告等を発送した後も納税が無く、また何ら連絡も相談もない滞納者に対しては、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

「差押」は「最終手段」と捉えていますので、それまでに納税相談に来ていただくようお願いいたします

3. 「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じる「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」の実施を引き続きおこない、「住宅リフォーム助成制度」を桜井市でも早期に実現して下さい。

**【回答】（営繕課）**

住宅リフォームは、効率的かつ経済的に行うことが必要なことから、その技術的な相談や耐震補強についての相談窓口として、6月から偶数月の第3木曜日に事前予約制で「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが相談に応じております。また、木造住宅の耐震改修補助につきましては、今年度も3件と件数に制限がありますが「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」を昨年に引き続き実施しております。なお、「住宅リフォーム助成制度」につきましては、財政面の課題もありますが、先進地の事例を参考にしながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

#### IV 子育て支援について

1. 保育所・幼稚園および避難所の耐震化を含む改修を早急に行ってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップなどの徹底や市民に避難経路など周知させるよう、表示板や避難訓練など行って下さい。

**【回答】（児童福祉課、教育委員会 総務課）**

幼稚園の耐震改修については、平成27年度（平成28年度へ繰越予定）で桜井西幼稚園耐震改修工事を実施します。（教育委員会 総務課）

残る保育所・幼稚園の耐震改修につきましては、子ども子育て支援事業計画の具体化やファシリティマネジメントの検討なども併せて検討してまいります。

**【回答】（危機管理課）**

公の指定避難所の耐震化の促進については、その費用が莫大になることから、民間事業者のご理解・ご協力を求めその施設を指定避難所と位置づけられるような手法についても検討を進める必要があると思われまます。避難経路につきましては、災害の種類や規模によって避難経路が特定できないことから、自主防災会の避難訓練等での複数の避難経路の確保を行うよう呼びかけていきたいと考えております。

現在、指定避難所の所在につきましては、ハザードマップ等に記載し周知しているところでありまます。表示板については、電柱等にすでに設置（1避難所当たり4か所）を行うとともに、各小学校（旧上之郷小学校を含む）校門付近にサインポールの設置を行っております。避難訓練の実施につきましては、住民参加型の訓練として、地域内の自主防災会や自治会等との連携により発災時の消火活動や避難所までの集団避

難等の訓練を実施しております。今後、災害種別ごとの避難訓練や、住民による避難所開設・運営の訓練に取り組んでいきたいと考えております。

2. 市内保育所を民間委託することはおこなわないで下さい。すでに民営化された、第4保育所（桜井学園）についても公立保育水準や環境の質など低下させないで下さい。認定子ども園のような新システム導入はしないで下さい。

**【回答】（児童福祉課）**

桜井学園を含む公立幼稚園や公立・私立保育所及び認定こども園につきましては、子ども子育て支援法により、施設型給付事業となります。

これらの施設のあり方については、子ども子育て支援法の趣旨である「質の高い教育・保育のあり方」の具現化に向けては、桜井市子ども子育て会議でも議論のあったところであり、さらに検討してまいりたい。

3. 安倍幼稚園、桜井西幼稚園の3年保育を速やかに実施して下さい。

**【回答】（教育委員会 学校教育課）**

各幼稚園における3年保育につきましては、幼児・保護者のつながり、集団生活への慣れ、社会性の獲得等その必要性は十分理解しております。しかし、幼稚園ではその募集において園区を設けておりません。そのなかで、待機児童がいないこと、今後園児数が減少する等の状況、及び幼稚園の適正規模等から当面現体制で3歳児保育を実施して参りたいと考えております。今後、地域、保護者のニーズなどの変化に対応した桜井市にあった幼稚園のあり方を更に検討して参りたいと考えております。

4. TPP 問題などで食の安全に対する市民の関心が高まっています。放射能汚染に対する対応を行って下さい。そして学校給食においては、国産、地場産食材を使用し、その比率を上げて下さい。また、学校給食センターの民営化がきまりましたが、現在の給食水準を確保して下さい。

**【回答】（児童福祉課）**

保育所における給食の食材については、昨年度に引き続き放射能検査を実施しているところです。なお、食材の調達につきましては、基本的には地産地消の観点から県内産を中心に提供できるよう努めております。天候や購入量等により確保ができない場合は国内産で調達できるよう勤めているところです。

**【回答】（学校給食センター）**

現在市場で流通している食材は、産地において国の指示に基づき放射能検査が行われ、安全が確認されているところでありますが、引き続き食の安全については、最優先として食材の調達、調理を行ってまいります。また、使用する食材につきましては、すべ

てを国内産で調達することは困難ですが、できるだけ国内産や地元産の食材を購入し、地産地消に努めているところです。

学校給食センターの民営化については、施設を別敷地に新築し、完成時に給食調理業務の民間委託を導入すると市の行財政改革アクションプランによって進めてまいります。また、民間委託後も、献立作成、安全で安心な食材料の確保、衛生管理等については、これまでどおり、桜井市が責任をもって行い、安全で安心な給食を提供していきます。

5. いじめのない小中学校にしていくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報を共有できるようにして下さい。②市内小中学校のスクールカウンセラーを増やしてして下さい。

**【回答】（教育委員会 学校教育課）**

① いじめのない小中学校にしていくためには、学校・家庭・地域・関係機関との連携が必要であり、特に保護者との共通理解、協力は不可欠であると考えております。そのためには、情報共有することが重要で、各学校は「学校だより」「学年・学級だより」「ホームページ」などを使い、積極的に情報を発信しております。また、「授業参観」や「オープンスクール」「懇談会」等直接学校に来ていただく機会をできる限り設けています。さらに、地域・保護者との連携を深めるため、市内全小中学校において、「奈良県学校・地域パートナーシップ事業」を行っております。今後、さらに地域に「開かれた学校」づくりに取り組んで参りたいと考えています。

② スクールカウンセラーにつきましては、本年度より県スクールカウンセラーをすべての中学校に配置いただき、市スクールカウンセラーとともに相談活動を行っていただいております。スクールカウンセラーを4中学校区に配置することで、中学校の生徒、保護者だけでなく、小学校の児童、保護者にも対応できるよう取り組んでおります。しかし、いじめ、不登校、虐待、問題行動等で精神的な苦痛を感じている子どもたち、保護者の負担を少しでも軽減し、解決するカウンセラーの必要性は更に増加していると考えています。今後も更に充実した取組ができるよう県へも要望して参りたいと考えております。

6. 市立図書館の閉館時間は、現在、午後5時ですが市内中心部から離れているため平日は通勤、通学の利便性を考慮して午後7時まで延長して下さい。また、読書会サークルなどが利用しやすいように無料で会議室を使用できるようにして下さい。

**【回答】（教育委員会 社会教育課）**

図書館の開館時間については、要望を受け平成21年度より30分拡大し、午前9時から午後5時までとなっています。また、平成25年度から指定管理者の企業努力によ

り、期間を定めて午後7時と午後8時までの夜間開館を試行、その結果を踏まえ、今後については研修室や地域におけるイベント開催時等に合わせながら、効果的・弾力的に開館時間の延長を実施していきたいと考えております。

また、研修室の利用につきましては、特定の団体を優先することなく、受益者負担をお願いしております。

7. 市内で安心・安全で遊べるよう公園整備、遊具の点検と設置、親子で集える大型公園などの新設をして下さい。

**【回答】（都市計画課）**

都市公園事業につきましては、平成16年度以降、財政上の理由から事業を一旦休止しており、現在、公園の新設や遊具の設置等は予算化できない状況にあります。

今後、公園事業を再開するにあたり、今年度におきまして、既に都市計画決定がなされている鳥見山緑地公園、桜井公園、芝運動公園の3公園について、公園整備の方向性や方針の検討を行っています。

その結果に基づき、平成28年度以降、優先順位の高い公園から整備を再開していきたいと考えています。

また、既存の遊具につきましては、安全点検を実施し、修理が可能な遊具については修繕し長寿命化を図っています。また、危険と思われる遊具については使用停止や撤去を行い、老朽化が起因となる事故の防止に努めています。

**V 桜井市高齢者総合福祉センター「竜吟荘」について**

桜井市では高齢化率が25%をこえています。そういうなかで高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は大きいものがあります。平成26年度から浴場施設が利用者負担で再開され、センター行きのコミュニティバスの料金が往復200円で利用できるようになりましたが、あまり施設の利用者が増えていません。コミバスの利用者がほとんどいないからです。早期に廃止をされた巡回バスを再運行して下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

桜井市でも高齢化率が上がっており、高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は介護予防や健康寿命を伸ばす点からも大きいものがあると私どもも考えております。浴場の利用者の増加を図るため、今年度より同伴した家族の方も利用できるように年齢要件を外し、加えて観光客など市外からも広く利用していただけるよう運用を行っています。その結果、昨年度より利用者は増加しています。浴場の再開に合わせて、コミュニティバスを高齢者福祉センター前を停留所として、午前・午後各2便乗り入れしていますので、ご利用お願いいたします。

また、巡回バスにつきましては、第2次行財政改革で廃止となりました。

再開にむけては財政的な負担も大きくなりますことから、困難であります。

## VI 桜井市の纏向遺跡等の観光地について

1. 各公園や観光要所駐車場のトイレを設置し、整備を進めて下さい。なお、桜原神社・ホケノ山古墳・吉備池廃寺、纏向遺跡周辺は観光客も多く整備を急いで下さい。

### 【回答】（都市計画課・観光まちづくり課・文化財課）

都市公園につきましては、今年度、安倍史跡公園のトイレを改修しました。なお、各公園や観光要所駐車場のトイレの施設維持、補修に関しては、緊急性の高いものから順次予算化し修繕等を実施している状況です。

2. 纏向遺跡の発掘調査はわずか5%です。纏向遺跡の全容解明と整備を急ぎ、遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存に関しては部分保存にとどまらず全面保存と国の史跡指定を受けて下さい。

### 【回答】（文化財課）

纏向遺跡につきましては、遺跡区域が非常に大きく、さらには区域内にいくつもの集落が点在していることなどから、全体を史跡指定するという事は、非常に困難な状況にあります。

そのため、史跡指定につきましては、遺跡内の古墳群や集落中枢等など、調査の完了した重要地域から史跡指定するように国から指示されており、平成25年10月大型建物が出土した辻トリイノ前地区の一部及び旧纏向小学校跡地が史跡指定となったところであります。

3. 旧纏向小学校跡地について、遺跡の拠点としてガイダンスやトイレの設置など、便益施設の整備を急いで下さい。

### 【回答】（文化財課）

纏向遺跡全体をどのように保存活用するのか、将来構想について周辺環境を含め、マスタープランとなる「保存管理計画」及び「整備活用計画」の策定を進めています。計画の策定においては、国、県等との調整が必要であり、「桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」での審議により、整備方針をまとめ、総合的に年次計画を立て事業を進めていきたいと考えています。

平成28年度から「保存管理・整備活用計画」に基づく、纏向遺跡史跡整備事業の着手を予定しており、旧纏向小学校跡地は、ほぼ遺跡の中心にあたり、JR巻向駅に近接していることから、纏向遺跡の拠点としてトイレ等の便益施設、史跡公園整備、ガイダンス施設等の設置を計画しております。

## VII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現して下さい。

以下の危険箇所への安全対策を実施して下さい。

1. 観光や買い物で市内を安全に通行できるように歩道や自転車道の整備をして下さい。

**【回答】（土木課）**

桜井市が管理する道路には歩道が整備されたものもありますが、ほとんどのものが歩道もないのが現状です。今後はバリアフリー基本構想の策定を行い市内全体での歩道の必要性を考慮し計画的に整備してまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

2. 異常気象に伴う河川の氾濫が危惧される箇所として、寺川の整備、ならびに大和川の堆積物除去を定期的に行って下さい。また、市内河川で雑草が多く繁茂し豪雨災害の危険性が高くなる可能性があるため、早急に除草して下さい。

**【回答】（土木課）**

寺川及び大和川の管理区分は、桜井土木事務所となっております。実情を踏まえて要望いたします。

3. 大福慈恩寺線 JR 貯木場踏み切りにおいて、買い物客の車や自転車が頻繁に通過する為、踏み切りや周辺の道路を利用する児童や高齢者にとって大変危険箇所となっております。踏み切りの拡幅と通行の安全対策を急いで下さい。

**【回答】（土木課）**

以前より交渉を続けてまいりました踏切西側の用地買収ですが、先月に土地売買契約を結ぶことができ、すでに生垣の一部を撤去していただいております。関電柱の移設場所についても地権者の協力を得ることができ、年内に電柱の移設が完了する予定になっております。今後の歩道整備と踏切拡幅の工事予定ですが、平成28年度春に踏切拡幅工事の設計委託を行いJR西日本と協議を進めながら工事費用の確保・委託契約を経て平成29年度末に完了するよう協議を進めてまいります。歩道整備につきましては、踏切拡幅工事の支障とならに範囲で平成28年度より着手し踏切拡幅と同様に平成29年度末の完成を予定しております。

4. 大福の「相合橋」は老朽化が懸念されています。桜井市内のすべての橋の点検・改修工事をして下さい。

**【回答】（土木課）**

平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に橋梁補修工事を行っているところであります。道路法改正に伴う橋梁定期点検についても今年度より実施し「相合橋」について再点検を行いました、点検結果は4段階中の3で健全ではないものの

長寿命化修繕計画による平成30年度までに補修工事で行うこと、寺川河川整備の進捗を踏まえながら補修維持に努めてまいります。

市内のすべての橋梁につきまして、道路法改正に伴います橋梁定期点検を平成29年度で完了させ、橋梁長寿命化修繕計画の見直し等を行い計画的に維持に努めます。

5. ヤマト一桜井店跡地について、パチンコ店を経営している事業者と地主が出店のための契約をおこないませんでした。周辺住民からは、「パチンコ店が出店すると車が増えて混雑するのは」「ネオンサインや電光掲示板で宣伝されると光害になる」など、不安の声が広がっています。市として地域住民の声をよく聞いて事業者に伝えて下さい。

**【回答】（商工振興課）**

ヤマト一桜井店跡地の活用については、かねてより近隣住民の皆さまから衣食住を満たす商業施設（SC）を誘致してほしいとの要望があり、その意向は当市からも地主である亀山製絲に伝え、住民生活の安定・向上を求めてまいりました。

しかし、その後において当該事業者との賃貸借契約を締結され、出店業種・業態については、契約事業者に委ねられているとの回答を地主より得ております。

各種法令を遵守した出店である限り、出店業種や業態に関して、市が介入できることではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

6. 桜井駅南口、エルト桜井内1階に入店していたスーパーマーケットが8月に撤退をしたために周辺住民、特に高齢者などが買い物に困っています。早急に、店舗を誘致し駅前活性化を図って下さい。

**【回答】（商工振興課）**

スーパー撤退に伴う買い物対策として、現在週に3回移動スーパーが営業を行っております。新たな店舗誘致についても1Fテナントの所有者と協力して次の店舗誘致を行っておりますが、なかなか厳しい状況です。桜井駅周辺は県とのまちづくり包括協定により官民が協働でまちづくりが行われています。協議の中ではエルト桜井のあり方についても検討が行われております。かつての賑わいを取り戻せるよう全力で取り組んでまいります。

7. ヤマト一桜井店跡地西側の道路にある信号機（元店内駐車場の出入り口）がありますが、現在は必要ありません。停止をするか点滅信号にして下さい。

**【回答】（土木課）**

桜井警察署へ、要望のあることを伝えます。

8. 栗殿にあるスーパーセンターオークワ桜井店と隣のファミリーマートの間の水路に入ったり落ちたりすると危険なので、グレーチングなどで蓋をして下さい。

**【回答】（土木課）**

継続的にグレーチングの設置を行います。

9. 三輪大橋南詰交差点を西へ、大和川沿いの市道約300メートルの所の道路が陥没しています。危険ですのでただちに修復をして下さい。

**【回答】（土木課）**

補修します。（11/24の週に職員で補修予定）

以上